

議員提出議案第6号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月23日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	日本共産党 芦屋市議会議員団	平野貞雄
	BEASHIYA	青山 暁
	公明党	帰山和也
	あしやしみんのこえ	長谷基弘
	改革維新の会	大原裕貴
	会派に属さない議員	山口みさえ

提案理由

芦屋市議会機能継続計画（議会BCP）の制定に伴い、議会内の災害等対応を行う組織の名称を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例

芦屋市議会基本条例（平成26年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（災害等への対応）</p> <p>第22条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資するため、必要に応じて全議員で構成する<u>芦屋市議会災害対策会議</u>を設置するものとする。</p> <p>2 <u>芦屋市議会災害対策会議</u>の活動については、別に定める。</p>	<p>（災害等への対応）</p> <p>第22条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資するため、必要に応じて全議員で構成する<u>芦屋市議会災害対策本部</u>を設置するものとする。</p> <p>2 <u>芦屋市議会災害対策本部</u>の活動については、別に定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。